

あえへる



毎年12月4日～12月10日は人権週間です。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である
(世界人権宣言第1条)

1948年12月10日、国連において世界の全ての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。法務省の人権擁護機関では、1949年から、毎年12月10日を最終日とする1週間「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。

「人権」とは、地域社会や家庭、学校など私たちのあらゆる日常生活、社会活動の場において、一人一人が自分らしく生きることが保障されなければならない当然の権利です。

しかし現実には、インターネットやSNSでの誹謗中傷、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する問題、家族間の暴力、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動など、様々な人権の侵害があります。

わたしが大事



私たちは、名前や住所、性、年齢、身体、家族、仕事などの大切な要素を持って、社会で生きています。「私」を取り巻くすべての要素が「私らしさ」であり、お互いがそれを認め合える(=大事にし合える)ことが、人権の尊重につながります。

あなたも大事

「私を大事にする」ことは、「他者も大事にして、みんなが幸せになる」ための初めの一歩です。私たちの身近な生活の場面で人権を大切にすることについて、改めて考えてみませんか。

講座生募集!

講座募集対象は市内在住・在勤の方で、定員超過の場合は抽選となります。
申し込み・問い合わせは、電話、FAX 及び窓口で受け付けております。

お正月の寄せ植え講座

日時：12月20日(金曜日) 午前10時～11時30分
定員：10名 参加費：2,000円
★花きり用ハサミ(代用のハサミ可)、ゴム手袋又は軍手、
エプロン、作品持ち帰り用の袋(ゴミ袋等)をご持参
ください。 申込締切：12月2日(月)



ランチタイム、一緒にしませんか?

日時：12月10日(火)午前11時～
場所：安中人権コミュニティセンター
対象：高美南小学校区にお住まいの
60歳以上の方
料金：一食200円

参加ご希望の方は、安中老人福祉
センターまでお申し込みください。
☎ 072-994-2311



高美南地区
福祉委員会主催
給食サービス

無料法律相談のご案内

相続や離婚、交通事故や近隣とのトラブルなどでお悩みのことはありませんか。
法律の専門家である弁護士が、日常のさまざまな法律問題のご相談に応じます。
この機会を、ぜひご利用ください。

日時：11月27日(水)、12月18日(水) 午後2時～午後4時
場所：安中人権コミュニティセンター
弁護士：中村 和也 氏(弁護士法人関・岸田・中村法律事務所)
申し込み：一般社団法人やお座、安中支部 Tel. 929-8656 / 998-3127
安中人権コミセン事務所 Tel. 922-1491
安中人権コミセン相談室 Tel. 922-1892



予約制! 無料!

～人権問題や生活などに関する困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください～

八尾市立安中人権コミュニティセンター

〒581-0085 八尾市安中町8-5-30

TEL 072(922)1491 または 072(922)1891

FAX 072(999)4626

ホームページ https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/4-3-0-0-0_4.html

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>

一緒に解決策
を考えます!